

選択的夫婦別姓の導入に反対する意見書

国は、希望すれば結婚後も戸籍上、姓を変えないで名乗ることができる選択的夫婦別姓を盛り込んだ民法改正案を提出しようとしている。

選択的夫婦別姓については、これまでも、幾度となく法案が提出され、廃案となってきたのは、導入による利点以上に多くの問題点があるからにほかならない。

夫婦別姓導入の背景にあるのは、家族・家庭よりも個人を優先する考え方であり、このことによって、家族というコミュニティの崩壊をいっそう助長することが危惧される。

家族の崩壊による一番の被害者は子どもである。子どもには親の姓と同姓とするか、あるいは別姓とするかの決定権がなく、両親の姓が異なることに対する違和感を感じながらの生活を強いられることになる。

子どもが健やかに育つ上でもっとも大切なのは家族の絆、一体感であり、夫婦が同姓であることは、その絆を担保するために欠くことのできないものである。

一方、改名によって不利益を受けるなどの指摘については、旧姓を通称として使用することで解決できるものと考えられ、家族の崩壊という危険性が予見される中で、あえて選択的夫婦別姓を導入すべき根拠とはなり得ない。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月29日

岐阜県養老郡養老町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、
国家戦略担当大臣